

2001 KSC
(関東相模湾サーキットシリーズ)

共 通
帆 走 指 示 書

主 催

日本セーリング連盟 (JSAF) 加盟団体
外洋湘南・外洋三浦・外洋三崎・外洋東京湾

目 次

帆走指示書	．．．．．	1 - 5
付則 - 1 通信運用規定	．．．．．	6
付則 - 2 レース参加申し込み	．．．．．	7
付則 - 3 成績、得点、表彰	．．．．．	8
付則 - 4 問い合わせ先、緊急連絡先	．．．．．	9

2001年度規則変更に関して。

以下の規定・規則が変更となっていますのでご注意ください。

* レーティングにORCクラブの導入

* 新刊RRSによる規定（スタート方式が大きく変わっています。）
（その他、細かく変わっていますので“RRS2001-2004”を熟読下さい。）

* 安全規定（SR）の自己申告による確認。
（海面でのインスペクションに重きを置きます。）

2001 KSC 共通帆走指示書

1. 責任の所在

艇と乗組員の安全の確保はオーナーの避けられない責任であり、オーナーは所有艇を最良な状態で十分な対航性を保ち、荒天の海においても対抗できる経験豊かなクルーを乗り込ませよう万全を尽くさねばならない。さらに、オーナーは船体、スパー、リギン、セールおよび他のすべての備品を確実に整備し、また特別規定安全備品が適正に維持格納され、それらの使用方法と置き場所をすべてのクルーに熟知させておかなければならない。また、レース艇がスタートするか否か、あるいはレースを続行するか否かはすべて各艇の責任のみで決定される。

本レースのレース委員会および実行委員会はレースの公平な成立のみに責任を担う。また、レースコースにおいて、主催、運営、協力に関する団体等はレース参加艇の乗員および安全について、何ら責任を負うものではない。

オーナーおよび艇長は上記基本規定を遵守し、且、乗組員各人に周知徹底の上、自己の責任を承知させること。

2. 適用規則

- 2-1 該当レース実施要項及び追加帆走指示書
- 2-2 2001KSC特別規定、KSC実施要項及び共通帆走指示書
- 2-3 海上衝突予防法
- 2-4 JSAF特別規定 2000-2001
- 2-5 セーリング競技規則2001-2004 (RRS)
- 2-6 IMS2001及びIMSレギュレーションズ (IMS2001)
- 2-7 JSAF ORCクラブ運用規定
- 2-8 JSAF 外洋レース規則 - 2000 (第08条はKSCシリーズ通信指示書におきかえる)

*** 上記の2-1と2-2,2-4~2-8と矛盾が生じた場合は、2-1が優先される。**

3. 参加資格

- 3-1 有効な 2001 年版 IMS 計測証書を有し、IMS レギュレーションズ 2001 のレーサー、またはクルーザー / レーサーのディビジョンを満足している LOA 7.5m 以上の艇。アコモデーションノンファイルドの艇には、IMS レギュレーションズ 2001 は 1 章と 2 章のみ適用する。(IMS ルールブックはレース中、艇内に常備していること)
- 3-2 ORC クラブ 2001 の計測証書を有し、LOA 7.5m 以上の艇。
- 3-3 JSAF 特別規定 2000 - 2001 オフショアレースカテゴリー4 以上を確認申請済みの艇。
カテゴリー3 を規定しているレースもあるので、「2001 関東相模湾(KSC)」を参照の事。
- 3-4 有効な船舶検査証を有する艇で、かつ JSAF 本部の登録艇。
- 3-5 レース期間中以下の付保範囲を持つ有効な保険を有している艇。
 - 3-5-1 賠償責任保険
 - 3-5-2 搭乗者障害保険 (全乗員分)
 - 3-5-3 捜索救助費用保険
- 3-6 以下の KSC シリーズ特別規定の装備を満足している艇。
 - 3-6-1 全乗員の1/2以上の定員を有する検査有効期限内のライフラフトの搭載。
 - 3-6-2 JSAF特別規定2001-2002の“第4章03(a)(b)”の規定を満たし、取付後1年以内の物であること。

2001 KSC 共通帆走指示書

3-6-3 セイフティハーネスは最新のもので、ハーネスラインは2m以内でかつラインの両端がクリップ仕様のもの。

推奨設備として乗員全員分のパーソナルランプか、ストロボライトを携帯することを強く推奨する。

3-7 無線設備が以下の条件を満たしている艇。

3-7-1 JSAF 海岸局に加入し同海岸局と通信ができる (Ch71、74 が免許状に記載されている) VHF 無線 (マリン VHF を含む) 通信局を開局している艇。

3-7-2 VHF 局を開局していない艇は、相模湾全域で使用できる 2 台以上の携帯電話でも認める。

3-7-3 携帯電話を用いる場合は以下の装備と条件を満たす事。

3-7-2-1 携帯電話を収容出来るウオータープルーフのバッグでの携帯電話保護。

3-7-2-2 艇内の電源から携帯電話のバッテリーを充電出来る装置の搭載。

3-7-2-3 携帯電話の電話番号のレース委員会への事前申告。

推奨設備として携帯電話用外部アンテナの取り付けが望ましい。

3-8 乗員資格

3-8-1 オーナーと艇長は 2001 年度 JSAF 外洋系会員であること。

3-8-2 乗員の 51%以上は 2001 年度 JSAF 外洋系会員であること。

4 . 公式掲示板

4-1 競技者に対する通告は、各レーススタート“ 2 日前の木曜日 18 : 00 以降 ” J S A F 本部事務局に設置された公式掲示板により行う。

4-2 該当レース当日の競技者に対する通告は、該当レースの追加帆走指示書の指示が優先される。

4-3 各レーススタート“ 1 日前の金曜日 00 : 00 以降より ” F A X サービスにても公開するが、F A X サービスにアクセスできなくても、救済要求は認めない。

4-4 陸上においてのフラッグの掲揚、音響による通告、指示、連絡は行わない。

5 . 帆走指示書の変更

5-1 RRS88.2(c)により、海上においても帆走指示書の変更は口頭で行う場合がある。

6 . 日程

	月 日	レース名		運営	得点係数
6-1	4月7日 (土)	初島卯月レース	兼 K S C # 1	諸磯 F	1.0
6-2	5月26日 (土)	大島レース	兼 K S C # 2	葉山 F	2.0
6-3	7月 未定	初島レース	兼 K S C # 3	シーボニア F	1.0
6-4	8月 "	トウキョウズカップ	兼 K S C # 4	東京湾	2.0
6-5	9月 "	御蔵島レース	兼 K S C # 5	熱海・伊東 F	2.5
6-6	9月29日 (土)	初島レース	兼 K S C # 6	外洋三崎	1.0
6-7	10月 未定	神子元島レース	兼 K S C # 7	油壺京急 F	2.0
6-8	11月10日 (土)	小網代カップレース	兼 K S C # 8	小網代 F	2.5

2001 KSC 共通帆走指示書

7 . レース旗及びクラス旗

- 7-1 レース旗 : レース艇はJSAFクラブ旗・レース旗の順に掲揚し、チェックインから自艇のレースが終了するまで**レース旗の下辺がデッキより1.5m以上の高さ**になるように掲揚する事。
- 7-2 クラス旗 : 掲揚は該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

8 . スタートエリア : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

9 . コース : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

10 . マークの種類 : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

11 . スタート

- 11-1 チェックイン : 参加艇はレーススタート時刻**10分前**までに、“**L旗**”を掲揚しているスターティングボートまたは運営艇後方をスターボードタックで通過し、セールナンバーおよび乗員数を運営艇に伝えて出走の確認を受けなければならない。
- 11-2 スタート方式 : 該当レースの帆走レースの追加帆走指示書に従うこと。
- 11-3 事前にレイトスタートの手続きをとってない艇は、スタート信号後**20分**を超えてからスタートラインを横切ってもスタートとは認めない。

12 . スターティングライン

- 12-1 スターティングラインはアウトマークと、スターティングボートのマストを結ぶ見通し線上とする。

13 . レイトスタート

- 13-1 レイトスタートは、**レース委員会に申告し、レース委員長が正当と認めた場合のみ**に当該艇は正規のスタート時から**30分**以内にスタートすれば出走艇とする。
- 13-2 その艇の所要時間は正規のスタート時から計時される。

14 . リコール

- 14-1 リコール艇名はVHF71chで放送する場合もあるが、放送に関する救済要求は受け付けない。(RRS29.2への追加)

15 . 運営艇

- 15-1 スターティングボート : **J A S F大エンサイン** を掲揚する。
- 15-2 フィニッシングボート : **J A S F大エンサイン** を掲揚する。
- 15-3 その他の運営艇 : **J A S F大クラブ旗**を掲揚する。

16 . 公式日の出、日没時刻

- 16-1 公式日の出時刻、日没時刻は、追加帆走指示書に従うこと。
- 16-2 日没から日の出までの間は海上衝突予防法を適用し、RRS第2章は適用しない。

17. **フィニッシュライン** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

18. **失格に代わる罰則**

18-1 RRS第2章の規則違反以外の失格に代わる罰則として、早すぎるスタートをし、定められた方法でリコーンを解消しなかった艇については、OCSに代えてタイムペナルティーとして“5%”が所要時間に課せられる。

19. **タイムリミット** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

20. **航跡図への記入** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

21. **無線通信** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

22. **帰着申告**

22-1 帰着申告は、レース報告書および航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上、自艇のフィニッシュ後2時間以内に当該レース本部またはフィニッシングボートに提出しなければならない。

22-2 提出書類が正しく記載されていない場合、あるいは提出期限に遅れた場合は“20%”の順位ペナルティーを課す。

23. **レースの成立**

23-1 IMS、ORCクラブ、各クラス共1艇以上のタイムリミット内フィニッシュを持って各クラス成立する。

24. **レースの中止**

24-1 スタートリングボートに“N旗”を掲揚し音響3声を発する。

24-2 “N旗”はスタートエリアにおいて音響1声とともに次の信号の1分前に降下される。

24-3 スタートリングボートに“N旗”と“A旗”を掲揚され音響3声を発してレースを中止した場合は、直ちに各マリーナに帰港するものとする。

24-4 その後のスケジュールは、本帆走指示書、第4項の公式掲示板に定められた方法にて行う。

25. **インスペクション**

25-1 インスペクターはレース委員長によって任命され、事前インスペクション、各レース後及び本シリーズ期間中、諸条件に適合しているか否かをチェックする権限を持つ。

25-2 レースの公平さの保持とオーナー、艇長の避けられない責任を喚起するため原則行い、レース委員会の判断により、フィニッシュした全艇又は任意に選択した艇に対して実施される場合もある。

26. **ウェイトイン**

26-1 IMSクラスのクルー体重ウェイトインは行わないが、自己において体重測定を行い出艇申告書に記入提出のこと。

27 . プロテスト委員会

27-1 プロテスト委員会は3名以上をもって構成され、審問及び判決に関しては3名以上により行われる。

28 . 抗議

28-1 抗議する艇は、フィニッシュ直後にフィニッシングボートにその旨を伝え、所定の抗議書を用い自艇のフィニッシュ後**2時間以内**にレース本部まで提出すること。

28-2 プロテスト委員会が決定した審問の日時は公式掲示板に掲示される。

29 . レース艇の義務

29-1 出艇申告をし、スタートしない艇および棄権艇は、レース本部まで直ちに連絡しなければならない。連絡は必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。

30 . 支援艇

30-1 いかなる支援艇及び支援要員も、予告信号以降、レース終了、または延期、中止となるまですべてのレース艇に近づく事を禁止し、さらに運営に支障をきたす行為も禁止する。これに従わない場合は、支援艇に関連する艇がレース委員会による抗議の対象となる、さらに運営に支障をきたす行為も禁止する。これに従わない場合は、支援艇に関連する艇がレース委員会による抗議の対象となる。

31 . レース本部 : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

32 . 緊急救助体制

32-1 各艇からの連絡状況、気象、海象の状況から遭難の可能性が高いとレース本部が判断した場合は、当該艇の緊急連絡先に連絡し協議の上、当該艇の緊急連絡先より海上保安庁に捜索要請を行う。

付則-1 通信規定

(国際、マリン VHF 及び携帯電話による通信方法、時間はすべて JST)

目 的	時 刻・時 間	接 続 方 法	通 話・報 告 内 容 と 通 信 例	そ の 他
VHF 使用 チャンネル 71ch スタート前 の 通話確認	該当レースの 追加帆走指示 書に従うこ と。	本部艇 各艇	本部から コールサイン 感度はいいですか レース艇から コールサイン 感度良好 通信終わり	VHF、携帯電話ともに接続 性、通話感度、明瞭度等の確 認を行う。 *呼出方法 レース委員会が各艇を順次呼 びだす。 携帯電話では2度の接続不可 の場合、申告された2台目の 携帯電話に接続を試みる。
ロール コール			コールサイン 位置(緯度・経度) 気象・海象・艇・乗員の 状況	VHF、携帯電話ともに同運 用手順とする。
レース中の 非常時通報	随 時	各艇 本部	コールサイン 位置(緯度・経度) 連絡内容、気象・海象 艇・乗員の状況	VHF、携帯電話ともに同運 用手順とする。 視認できる艇、船舶があれば 本部に連絡する。
		本部 各艇	確認、依頼	各艇に常時通信が可能となる 指示する場合もある。
フィニッシュ の予告	予定1時間前	当該艇 本部	レース本部 自艇コールサイン 小網代灯浮標までxx マ イル 艇速xx ノット フィニッシュ予定時刻 通信終わり	VHF71chか携帯電話にて連 絡をとる。

事故防止、捜索協力等のために VHF、携帯電話での義務事項を以下に定める。

- VHF：1 スタート1時間前より、フィニッシュ1時間後まで、海上保安庁他の各種警報などの入手のため CH16 を聴取常時受信可能な状態にしておくこと。
- 2 毎時05分から、CH71 の聴取と相模湾海域の気象通報の聴取に極力努めること。
(マリン VHF 相模湾センター CH88 09：00 - 17：00、毎時0分から国際 VHF で聴取可能)
- 3 本部と直接通信が出来ない場合は他艇に中継依頼をし、通信の確保に努力すること。
また、依頼された艇は中継に協力すること。
- 4 CH16 は呼出しチャンネルであるため通話は船間波に変波して行うこと。

携帯電話：スタート1時間前より、フィニッシュ1時間後まで常時通信可能な状態にしておくこと。

本部電話番号(変更がある場合は公式掲示板で通知する)

本部-1	
本部-2	

付則-3 成績、得点、表彰

1. 成績の算出方法、発表

1-1 原則として成績の発表は、各レース共FAXサービスにて行う。

1-2 IMSクラス

1-2-1 パフォーマンスカーブシステムにより計算する。

1-2-2 コースタイプはオーシャンレーシングコースを採用する。

1-2-3 MSはミックスディビジョンレースとし、クルーザーレーサーディビジョンヨットの所要時間(ET)を0~2、25%減じる。

1-2-4 アコモデーションノンフィールドの艇にはペナルティーとして、所要時間(ET)を1%増す。

1-2-5 CTで同順位の艇がある場合はレーティングの低い艇を上位とする。

1-3 ORCクラブ

1-3-1 パフォーマンス・ライン・システム(PLS)により計算する。

1-3-2 CTで同順位の艇がある場合はレーティングの低い艇を上位とする。

2. 得点

2-1 各レースの得点

1位 / 25点 2位 / 23点 3位 / 22点 5位 / 20点 10位 / 15点 15位~ / 10点
DNS・DNF・RET・DSQ / 5点 DNC / 3点 OCS / タイムペナルティー

2-2 年間総合得点方法

2-2-1 初島レース(得点係数1.0)の3レースの内、2レースの得点。

2-2-2 大島レース、神子元レース、トウキョウズカップ、(得点係数2.0)3レースの内、2レースの得点。

2-2-3 御蔵島レース、小網代カップレース(得点係数2.5)2レースの内1レースの得点、以上5レースの合計得点の高い艇を上位とする。

2-2-4 同得点の時はレーティングの低い艇を上位とし、更に同得点の時は最後のレース成績の上位艇とする。

2-2-5 上項の2-2-1~2-2-3に記載しているレース中の、各1レース参加を最低参加義務として得点計算する。

3. 表彰

各レース共	ファーストホーム賞
	IMS - A 1 - 3位 IMS - B 1 - 3位
	ORCクラブ 1 - 3位

(KSC規定により、クラス6艇参加で3位まで表彰、5艇参加で2位まで表彰4艇参加で1位のみ表彰)

年間総合表彰	IMS - A 1 - 3位 IMS - B 1 - 3位
	ORCクラブ 1 - 3位

表彰式はシリーズの終了の後に日時・会場はJSAF・HP、加盟団体HP等で公開する。

付則-4 問い合わせ先、緊急連絡先

ファクスサービス

FAX No 0468-53-5271

BOX No 0010 KSC 共通参加申込書、出艇申告書、会員カードコピー用紙、レース報告書、航跡図、が入っています。

BOX No 0000 メニュー（各レース実施要綱の登録状況がわかります。）

			実施要綱	追加帆走指示書	リザルト
初島卯月	KSC# 1	BOX・NO	0011	0012	0015
大島	KSC# 2	BOX・NO	0021	0022	0025
初島	KSC# 3	BOX・NO	0031	0032	0035
トウキョウズカップ	KSC# 4	BOX・NO	0041	0042	0045
御蔵島	KSC# 5	BOX・NO	0051	0052	0055
初島	KSC# 6	BOX・NO	0061	0062	0065
神子元島	KSC# 7	BOX・NO	0071	0072	0075
小網代カップ	KSC# 8	BOX・NO	0081	0082	0085

J S A F 外洋東京湾 (F A X) 0 4 7 - 4 4 9 - 3 3 3 1 <http://www.ancs.net/jsaf-tokyo/index.html>J S A F 外洋三崎 (F A X) 0 4 4 - 2 3 3 - 1 6 5 8 <http://www.jsaf.or.jp/misaki/>

J S A F 外洋三浦 (F A X) 0 4 2 - 7 2 6 - 1 3 6 1

J S A F 外洋湘南 (F A X) 0 4 6 8 - 5 3 - 7 2 5 0

J S A F 三崎ヨット 0 4 6 8 - 8 2 - 5 5 5 6

J S A F 本部 <http://www.jsaf.or.jp/>

第3管区海上保安庁 0 4 5 - 2 1 1 - 0 7 7 1 ~ 8 / 0 4 5 - 2 1 1 - 0 7 7 3 ~ 4

横浜海上保安本部 0 4 5 - 6 4 1 - 4 9 9 9

下田海上保安本部 0 5 5 8 - 2 2 - 4 9 9 9

横須賀海上保安本部 0 4 6 8 - 6 1 - 4 9 9 9

清水海上保安本部 0 5 4 3 - 5 3 - 4 9 9 9

御前崎海上保安本部 0 5 4 8 - 6 3 - 4 9 9 9

第4管区海上保安本部 0 5 2 - 6 6 1 - 1 6 6 1 ~ 3

以上